



茨城県報

第 1 6 3 6 号

平成17年 1月13日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(教 育 委 員 会)	
茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則.....	2
(公 安 委 員 会)	
茨城県警察署協議会規則等の一部を改正する規則.....	2
茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を改正する規則.....	14
告 示	
青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課)	15
字の名称の一部変更 (市町村課)	16
字の廃止及び町の区域の一部変更 (市町村課)	17
医療機関の指定及び廃止 (厚生指導課)	17
児童福祉法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (障害福祉課)	19
身体障害者福祉法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (障害福祉課)	19
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	20
大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課)	21
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課)	24
茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	33
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	33
定款変更の認可 (農村計画課)	35
建設業法による許可の取消し (監理課)	35
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	35
道路の供用の開始 (4件) (道路維持課)	36
都市計画下水道の変更 (都市計画課)	37
土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可 (都市整備課)	38
建築基準法による指定確認検査機関の指定 (建築指導課)	38
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)	39
更正換地処分の届出 (土地改良事務所)	40
公 告	
平成16年度行政書士試験の合格者について (市町村課)	40
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (10件) (生活文化課)	41
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (4件) (生活文化課)	46

県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課)48

公共測量の実施 (用地課)49

都市計画の図書の縦覧 (4件) (都市計画課)49

開発行為の工事完了 (12件) (建築指導課)50

道路の位置の指定 (建築指導課)52

規 程
(企 業 局)

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程.....52

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 1 号

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 1月13日

茨城県教育委員会委員長 和 田 芳 武

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則

茨城県教育庁組織規則 (昭和46年茨城県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項の表茨城県水戸教育事務所の項中「常陸大宮市」の次に「, 那珂市」を加え, 同表茨城県県南教育事務所の項中「守谷市」の次に「, 稲敷市, かすみがうら市」を加え, 同表茨城県県西教育事務所の項位置の欄中「下館市」を「筑西市」に改め, 同項管轄区域の欄中「, 下館市」を削り, 「水海道市」の次に「, 坂東市, 筑西市」を加え, 「, 岩井市」を削る。

付 則

(施 行 期 日)

この規則中第17条第 2 項の表の改正規定のうち, 茨城県水戸教育事務所の項中「常陸大宮市」の次に「, 那珂市」を加える部分は平成17年 1月21日から, 茨城県県南教育事務所の項中「守谷市」の次に, 「, 稲敷市, かすみがうら市」を加える部分 (稲敷市に係る部分に限る。) 及び茨城県県西教育事務所の項中管轄区域の欄中「水海道市」の次に「, 坂東市, 筑西市」を加える部分 (坂東市に係る部分に限る。) 及び「, 岩井市」を削る部分は平成17年 3月22日から, その他の部分は平成17年 3月28日から施行する。

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会規則第 1 号

茨城県警察署協議会規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 1月13日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

茨城県警察署協議会規則等の一部を改正する規則

( 茨 城 県 警 察 署 協 議 会 規 則 の 一 部 改 正 )

第 1 条 茨城県警察署協議会規則 (平成13年茨城県公安委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表中「江戸崎警察署協議会」を「稲敷警察署協議会」に, 「下館警察署協議会」を「筑西警察署協議会」に改

める。

(茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部改正)

第 2 条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則 (昭和29年茨城県公安委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表茨城県那珂警察署の項中

|                   |
|-------------------|
| 那珂郡の内<br>那珂町, 瓜連町 |
|-------------------|

を

|     |
|-----|
| 那珂市 |
|-----|

に

に改める。

第 3 条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表茨城県水戸警察署の項中「, 内原町, 常北町, 桂村」を削り, 同表茨城県笠間警察署の項中

|             |
|-------------|
| 笠間市<br>西茨城郡 |
|-------------|

を

|                              |
|------------------------------|
| 笠間市<br>東茨城郡の内<br>城里町<br>西茨城郡 |
|------------------------------|

に改める。

第 4 条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中茨城県江戸崎警察署の項を次のように改める。

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 茨城県 稲 敷 警察署 | 稲敷市<br>稲敷郡の内<br>美浦村 |
|-------------|---------------------|

別表茨城県境警察署の項中「岩井市」を「坂東市」に改め, 「, 猿島町」を削る。

第 5 条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表茨城県土浦警察署の項中

|                                           |
|-------------------------------------------|
| 土浦市<br>新治郡の内<br>霞ヶ浦町, 新治村<br>新治郡の内<br>阿見町 |
|-------------------------------------------|

を

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 土浦市<br>かすみがうら市<br>新治郡の内<br>新治村<br>稲敷郡の内<br>阿見町 |
|------------------------------------------------|

に

に改め, 同表茨城県石岡警察署の項中「, 千代田町」を削り, 同表茨城県下館警察署の項を次のように改める。

|             |     |
|-------------|-----|
| 茨城県 筑 西 警察署 | 筑西市 |
|-------------|-----|

別表茨城県真壁警察署の項中

|                        |
|------------------------|
| 真壁郡の内<br>明野町, 真壁町, 大和村 |
|------------------------|

を

|                   |
|-------------------|
| 真壁郡の内<br>真壁町, 大和村 |
|-------------------|

に

改める。

(交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則の一部改正)

第 6 条 交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則 (昭和35年茨城県公安委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 (2)那珂の項を次のように改める。

|    |       |         |                                  |
|----|-------|---------|----------------------------------|
| 那珂 | 横堀駐在所 | 那珂市横堀   | 那珂市横堀, 堤, 向山, 本米崎                |
|    | 額田駐在所 | 那珂市額田南郷 | 那珂市額田北郷, 額田南郷, 額田東郷              |
|    | 中台駐在所 | 那珂市中台   | 那珂市後台, 中台, 豊喰, 西木倉, 東木倉, 津田, 上河内 |
|    | 戸駐在所  | 那珂市戸    | 那珂市戸, 田崎, 大内, 下江戸                |
|    | 飯田駐在所 | 那珂市飯田   | 那珂市飯田, 戸崎, 鴻巣                    |
|    | 門部駐在所 | 那珂市門部   | 那珂市南酒出, 北酒出, 門部, 鹿島              |
|    | 瓜連駐在所 | 那珂市古徳   | 那珂市静, 下大賀, 瓜連, 古徳, 中里, 鹿島, 平野    |

第 7 条 交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 水戸の項中

|        |         |             |   |
|--------|---------|-------------|---|
| 常北地区交番 | 東茨城郡常北町 | 東茨城郡常北町, 桂村 | を |
| 大洗地区交番 | 東茨城郡大洗町 | 東茨城郡大洗町     |   |

|        |         |         |   |
|--------|---------|---------|---|
| 大洗地区交番 | 東茨城郡大洗町 | 東茨城郡大洗町 | に |
|--------|---------|---------|---|

改め, 同表笠間の項中

|        |         |         |   |
|--------|---------|---------|---|
| 岩瀬地区交番 | 西茨城郡岩瀬町 | 西茨城郡岩瀬町 | を |
|--------|---------|---------|---|

|        |         |         |   |
|--------|---------|---------|---|
| 城里地区交番 | 東茨城郡城里町 | 東茨城郡城里町 | に |
| 岩瀬地区交番 | 西茨城郡岩瀬町 | 西茨城郡岩瀬町 |   |

改める。

別表第 2 (2)水戸の項中

|       |        |                                       |   |
|-------|--------|---------------------------------------|---|
| 東前駐在所 | 水戸市東前町 | 水戸市大串町, 東前町, 東前二, 三丁目, 大場町, 森戸町, 下入野町 | を |
|-------|--------|---------------------------------------|---|

|       |        |                                                 |    |
|-------|--------|-------------------------------------------------|----|
| 東前駐在所 | 水戸市東前町 | 水戸市大串町, 東前町, 東前二, 三丁目, 大場町, 森戸町, 下入野町           | に, |
| 鯉淵駐在所 | 水戸市鯉淵町 | 水戸市鯉淵町, 下野町, 高田町                                |    |
| 内原駐在所 | 水戸市内原町 | 水戸市内原町, 三湯町, 小林町, 五平町, 筑地町, 赤尾関町                |    |
| 大足駐在所 | 水戸市大足町 | 水戸市大足町, 有賀町, 牛伏町, 黒磯町, 田島町, 杉崎町, 中原町, 三野輪町, 小原町 |    |

|        |          |                                                      |
|--------|----------|------------------------------------------------------|
| 石崎駐在所  | 茨城町大字中石崎 | 茨城町上石崎 (船渡, 飯塚の内寺下, 東永寺の内瀬沼干拓堤防西側を除く。), 中石崎, 下石崎, 若宮 |
| 鯉淵駐在所  | 内原町大字鯉淵  | 内原町鯉淵, 下野, 高田                                        |
| 内原駐在所  | 内原町大字内原  | 内原町内原, 三湯, 小林, 五平, 筑地, 赤尾関                           |
| 大足駐在所  | 内原町大字大足  | 内原町大足, 有賀, 牛伏, 黒磯, 田島, 杉崎, 中原, 三野輪, 小原               |
| 入野駐在所  | 常北町大字上入野 | 常北町増井, 上入野, 磯野                                       |
| 古内駐在所  | 常北町大字下古内 | 常北町上青山, 下青山, 春園, 小坂, 勝見沢, 上古内, 下古内                   |
| 坏駐在所   | 桂村大字上坏   | 桂村上坏, 下坏, 粟, 北方, 高久, 錫高野                             |
| 阿波山駐在所 | 桂村大字阿波山  | 桂村阿波山, 下阿野沢, 上阿野沢, 孫根, 岩船, 高根, 赤沢                    |

を

|       |          |                                                      |
|-------|----------|------------------------------------------------------|
| 石崎駐在所 | 茨城町大字中石崎 | 茨城町上石崎 (船渡, 飯塚の内寺下, 東永寺の内瀬沼干拓堤防西側を除く。), 中石崎, 下石崎, 若宮 |
|-------|----------|------------------------------------------------------|

に

改め, 同表笠間の項中

|       |         |                                        |
|-------|---------|----------------------------------------|
| 七会駐在所 | 七会村大字小勝 | 七会村徳蔵, 真端, 大網, 上赤沢, 下赤沢, 塩子, 小勝 1, 2 区 |
|-------|---------|----------------------------------------|

を

|        |          |                                        |
|--------|----------|----------------------------------------|
| 入野駐在所  | 城里町大字上入野 | 城里町増井, 上入野, 磯野                         |
| 古内駐在所  | 城里町大字下古内 | 城里町上青山, 下青山, 春園, 小坂, 勝見沢, 上古内, 下古内     |
| 坏駐在所   | 城里町大字上坏  | 城里町上坏, 下坏, 粟, 北方, 高久, 錫高野              |
| 阿波山駐在所 | 城里町大字阿波山 | 城里町阿波山, 下阿野沢, 上阿野沢, 孫根, 岩船, 高根, 赤沢     |
| 七会駐在所  | 城里町大字小勝  | 城里町徳蔵, 真端, 大網, 上赤沢, 下赤沢, 塩子, 小勝 1, 2 区 |

に

改める。

別表第 2 (4)水戸の項中

|           |                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 常北地区交番所在地 | 常北町石塚上町, 中町, 新町, 明神町, 下町, 本町, 杉合町, 佐久山町, 三光町, 南佐久山町, 横町, 栄町, 田町, 北米, 那珂西, 上泉 |
| 大洗地区交番所在地 | 大洗町                                                                          |

を

|           |     |
|-----------|-----|
| 大洗地区交番所在地 | 大洗町 |
|-----------|-----|

に

改め, 同表笠間の項中

|           |                                                                                                                                                                                   |   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 岩瀬地区交番所在地 | 岩瀬町青柳, 水戸, 岩瀬 (大岡を除く。), 東桜川一, 二, 三丁目, 西桜川一, 二, 三丁目, 富士見台一, 二, 三, 四丁目, 明日香一, 二, 三, 四丁目, 御領一, 二, 三丁目, 犬田, 鋤田, 富岡, 長方, 中泉, 上野原地新田, 下泉, 西飯岡, 堤上, 本郷, 大泉, 久原, 飯淵, 友部 (東友部を除く。), 谷中, 上城 | を |
| 城里地区交番所在地 | 城里町石塚, 那珂西, 上泉                                                                                                                                                                    |   |
| 岩瀬地区交番所在地 | 岩瀬町青柳, 水戸, 岩瀬 (大岡を除く。), 東桜川一, 二, 三丁目, 西桜川一, 二, 三丁目, 富士見台一, 二, 三, 四丁目, 明日香一, 二, 三, 四丁目, 御領一, 二, 三丁目, 犬田, 鋤田, 富岡, 長方, 中泉, 上野原地新田, 下泉, 西飯岡, 堤上, 本郷, 大泉, 久原, 飯淵, 友部 (東友部を除く。), 谷中, 上城 | に |

改める。

第 8 条 交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 境の項中

|        |         |            |   |
|--------|---------|------------|---|
| 岩井地区交番 | 岩井市大字岩井 | 岩井市大字岩井    | を |
| 岩井地区交番 | 坂東市岩井   | 坂東市のうち旧岩井市 | に |

改める。

別表第 1 備考第 4 号の次に次の 1 号を加える。

5 旧岩井市の区域は, 平成17年 3月21日における岩井市の区域とする。

別表第 2 (2)江戸崎の項を次のように改める。

|    |       |        |                                                          |
|----|-------|--------|----------------------------------------------------------|
| 稲敷 | 松山駐在所 | 稲敷市松山  | 稲敷市松山, 村田, 羽賀, 上君山, 下君山, 小羽賀, 月出里 (花指を除く。), 蒲ヶ山, 時崎, 羽賀沼 |
|    | 佐倉駐在所 | 稲敷市佐倉  | 稲敷市佐倉, 犬塚, 稲波, 鳩崎, 信太古渡, 月出里 (花指), 江戸崎甲                  |
|    | 柴崎駐在所 | 稲敷市柴崎  | 稲敷市柴崎, 中山 (曾根), 伊佐津                                      |
|    | 根本駐在所 | 稲敷市上根本 | 稲敷市上根本, 下根本, 角崎, 狸穴, 中山 (曾根を除く。)                         |
|    | 太田駐在所 | 稲敷市下太田 | 稲敷市下太田, 寺内, 小野, 伊崎, 戌渡, 堀川, 太田, 南太田, 駒塚, 羽賀浦             |
|    | 阿波駐在所 | 稲敷市神宮寺 | 稲敷市阿波, 神宮寺, 四箇, 須賀津, 甘田, 南山来                             |
|    | 古渡駐在所 | 稲敷市古渡  | 稲敷市古渡, 柏木, 堀之内, 羽生, 飯出, 三次, 上馬渡, 下馬渡, 柏木古渡, 岡飯出, 西の洲     |

|        |         |                                                                                                        |
|--------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浮島駐在所  | 稲敷市浮島   | 稲敷市浮島                                                                                                  |
| 曲淵駐在所  | 稲敷市曲淵   | 稲敷市曲淵, 結佐, 六角, 四ツ谷, 押砂, 橋向, 清久島, 余津谷, 佐原組新田, 手賀組新田, 今, 神崎本宿, 八千石, 神崎神宿                                 |
| 西代駐在所  | 稲敷市佐原下手 | 稲敷市上之島, 西代, 石納, 飯島, 佐原下手, 八筋川, 境島, 大島, 三島, 本新                                                          |
| 伊佐部駐在所 | 稲敷市伊佐部  | 稲敷市伊佐部, 阿波崎, 下須田, 上須田 (中神, 水神, 上須田押堀), 釜井                                                              |
| 福田駐在所  | 稲敷市市崎   | 稲敷市幸田, 脇川, 中島, 福田, 清水, 町田, 市崎, 東大沼, 光葉, 新橋                                                             |
| 安中駐在所  | 美浦村大字土浦 | 美浦村大山, 土浦, 馬見山, 馬掛, 山王, 八井田, 山内, 谷中, 大塚, 中野内, 木, 定光, 本橋, 間野, 牛込, 堀田, 根本, 根火, 宮地, 大谷, 大須賀津, 花見塚, 見晴, 太田 |
| 木原駐在所  | 美浦村大字木原 | 美浦村木原, 受領, 茂呂, 布佐, 舟子, 宮地, 郷中, みどり台                                                                    |
| 美駒駐在所  | 美浦村大字信太 | 美浦村美駒, 興津, 信太, 土屋                                                                                      |

別表第 2 (2) 境の項中

|        |         |                                                       |
|--------|---------|-------------------------------------------------------|
| 沓掛駐在所  | 猿島町大字沓掛 | 猿島町沓掛, 内野山                                            |
| 生子菅駐在所 | 猿島町大字生子 | 猿島町生子, 生子新田, 菅谷                                       |
| 逆井駐在所  | 猿島町大字逆井 | 猿島町逆井, 山                                              |
| 飯島駐在所  | 岩井市大字幸田 | 岩井市大馬新田, 平八新田, 勘助新田, 幸田新田, 神田山新田, 弓田, 馬立, 幸田 (幸田開拓のみ) |
| 猫実駐在所  | 岩井市大字猫実 | 岩井市神田山 (保組鹿野, 東原を除く。), 大口, 猫実, 猫実新田, 大口新田, 庄右衛門新田     |
| 矢作駐在所  | 岩井市大字矢作 | 岩井市法師戸, 矢作, 大崎, 小泉, 大谷口, 中里                           |
| 小山駐在所  | 岩井市大字小山 | 岩井市長谷 (1, 2区を除く。), 桐木, 小山, 蕙打, 古布内, 木間ヶ瀬              |
| 駒跣駐在所  | 岩井市大字駒猫 | 岩井市半谷, 富田, 借宿, 駒跣, 寺久, 三, 上出島                         |

を

|        |       |                                |
|--------|-------|--------------------------------|
| 沓掛駐在所  | 坂東市沓掛 | 坂東市沓掛, 内野山, 栗山新田, 左平太新田, 孫兵卫新田 |
| 生子菅駐在所 | 坂東市生子 | 坂東市生子, 生子新田, 菅谷                |
| 逆井駐在所  | 坂東市山  | 坂東市逆井, 山                       |

|       |       |                                                       |
|-------|-------|-------------------------------------------------------|
| 飯島駐在所 | 坂東市幸田 | 坂東市大馬新田, 平八新田, 勘助新田, 幸田新田, 神田山新田, 弓田, 馬立, 幸田 (幸田開拓のみ) |
| 猫実駐在所 | 坂東市猫実 | 坂東市神田山 (保組, 鹿野, 東原を除く。), 大口, 猫実, 猫実新田, 大口新田, 庄右衛門新田   |
| 矢作駐在所 | 坂東市矢作 | 坂東市法師戸, 矢作, 大崎, 小泉, 大谷口, 中里                           |
| 小山駐在所 | 坂東市小山 | 坂東市長谷 (1, 2区を除く。), 桐木, 小山, 蕙打, 古布内, 木間ヶ瀬              |
| 駒跣駐在所 | 坂東市駒跣 | 坂東市半谷, 富田, 借宿, 駒跣, 寺久, みむら, 上出島                       |

に

改める。

別表第 2 (3)江戸崎警察署所在地の項を次のように改める。

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 稲敷警察署所在地 | 稲敷市江戸崎, 高田, 椎塚, 沼田, 駒塚, 桑山, 荒沼, 南ヶ丘 |
|----------|-------------------------------------|

別表第 2 (4)境の項中

|           |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 岩井地区交番所在地 | 岩井市辺田, 下出島, 神田山 (保組, 鹿野, 東原), 長谷 1, 2 区, 岩井, 鶴戸 (幸田新田を除く。), 長須 |
|-----------|----------------------------------------------------------------|

を

|           |                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 岩井地区交番所在地 | 坂東市辺田, 下出島, 神田山 (保組, 鹿野, 東原), 長谷 1, 2 区, 岩井, 鶴戸 (幸田新田を除く。), 長須, 幸神平 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|

に

改める。

第 9 条 交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 土浦の項中

|        |            |                                                                             |
|--------|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 神立地区交番 | 土浦市神立中央三丁目 | 土浦市白鳥町, 菅谷町, 神立町, 中神立町, 北神立町, 神立東一, 二丁目, 神立中央一, 二, 三, 四, 五丁目, 手野町, 田村町, 沖宿町 |
|--------|------------|-----------------------------------------------------------------------------|

を

|        |            |                                                                                                                                                                                                         |
|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 神立地区交番 | 土浦市神立中央三丁目 | 土浦市白鳥町, 菅谷町, 神立町, 中神立町, 北神立町, 神立東一, 二丁目, 神立中央一, 二, 三, 四, 五丁目, 手野町, 田村町, 沖宿町, おおつ野一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, かすみがうら市下稲吉 (八幡下, 宿, 西山, 大塚, 市村, 根当を除く。), 稲吉一, 二, 三, 四, 五丁目, 稲吉東一, 二, 三, 四, 五丁目, 稲吉南一, 二, 三丁目 |
|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に

改め、同表石岡の項中

|         |            |                                                                                           |   |
|---------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 美野里地区交番 | 東茨城郡美野里町   | 東茨城郡美野里町                                                                                  |   |
| 神立地区交番  | 土浦市神立中央三丁目 | 千代田町下稲吉 (八幡下, 宿, 西山, 大塚, 市村, 根当を除く。), 稲吉一, 二, 三, 四, 五丁目, 稲吉東一, 二, 三, 四, 五丁目, 稲吉南一, 二, 三丁目 | を |

|         |          |          |   |
|---------|----------|----------|---|
| 美野里地区交番 | 東茨城郡美野里町 | 東茨城郡美野里町 | に |
|---------|----------|----------|---|

改め、同表取手の項中

|        |         |         |   |
|--------|---------|---------|---|
| 藤代地区交番 | 北相馬郡藤代町 | 北相馬郡藤代町 | を |
|--------|---------|---------|---|

|        |     |               |   |
|--------|-----|---------------|---|
| 藤代地区交番 | 取手市 | 取手市のうち旧藤代町の区域 | に |
|--------|-----|---------------|---|

改める。

別表第 1 備考第 5 号の次に、次の 1 号を加える。

6 旧藤代町の区域は、平成17年 3月27日における北相馬郡藤代町の区域とする。

別表第 2 (1)下館の項を次のように改める。

|    |        |              |                                                                                                                                         |
|----|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 筑西 | 下館駅前交番 | 筑西市丙161番地の 1 | 筑西市甲, 乙, 丙, 岡芹, 菅谷, 西谷貝, 外塚, 下岡崎, 塚原, 下中山, 市野辺, 横島, 直井, 金丸, 稲野辺, 二木成, 一本松, 玉戸, 石原田, 谷中, 中館 (中館下, 中館中), 川澄, 小林, みどり町一, 二丁目, 下岡崎一, 二, 三丁目 |
|----|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第 2 (2)土浦の項中

|        |          |                                                         |   |
|--------|----------|---------------------------------------------------------|---|
| 美並駐在所  | 霞ヶ浦町大字深谷 | 霞ヶ浦町深谷, 大和田, 三木, 中台, 南根本, 男神, 下大堤, 上大堤, 牛渡の内上高谷, 上郷, 外栗 |   |
| 下大津駐在所 | 霞ヶ浦町大字加茂 | 霞ヶ浦町加茂, 戸崎, 牛渡の内房中八田, 兵庫峯, 浜                            | を |
| 佐賀駐在所  | 霞ヶ浦町大字坂  | 霞ヶ浦町有河, 田伏, 坂, 岩坪, 柏崎, 牛渡の内柳海, 下郷, 根山                   |   |
| 志土庫駐在所 | 霞ヶ浦町大字穴倉 | 霞ヶ浦町穴倉, 西成井, 上軽部, 下軽部, 安食                               |   |

|        |           |                                                                          |  |
|--------|-----------|--------------------------------------------------------------------------|--|
| 美並駐在所  | かすみがうら市深谷 | かすみがうら市深谷, 大和田, 三ツ木, 中台, 南根本, 男神, 下大堤, 上大堤, 牛渡 (上高谷, 上郷, 外栗), 一の瀬, 一の瀬上流 |  |
| 下大津駐在所 | かすみがうら市加茂 | かすみがうら市加茂, 戸崎, 牛渡 (房中八田, 兵庫峯, 浜)                                         |  |

|        |            |                                                                          |   |
|--------|------------|--------------------------------------------------------------------------|---|
| 佐賀駐在所  | かすみがうら市坂   | かすみがうら市有河, 田伏, 坂, 岩坪, 柏崎, 牛渡 (柳海, 下郷, 根山)                                | に |
| 志土庫駐在所 | かすみがうら市穴倉  | かすみがうら市穴倉, 西成井, 上軽部, 下軽部, 安食                                             |   |
| 中志筑駐在所 | かすみがうら市中志筑 | かすみがうら市中志筑, 上志筑, 下志筑 (幕ノ内を除く。), 横堀, 大峰, 五反田, 栗田, 高倉, 上佐谷, 雪入, 山本         |   |
| 西野寺駐在所 | かすみがうら市西野寺 | かすみがうら市下土田, 上土田, 東野寺, 西野寺, 飯田, 新治, 市川, 下志筑 (幕ノ内), 下稲吉 (市村, 根当), 中佐谷 (飯塚) |   |
| 下稲吉駐在所 | かすみがうら市下稲吉 | かすみがうら市下稲吉 (八幡下, 宿, 西山, 大塚), 上稲吉, 中佐谷 (飯塚を除く。), 下佐谷                      |   |

改め, 同表石岡の項中

|        |           |                                                                    |   |
|--------|-----------|--------------------------------------------------------------------|---|
| 小桜駐在所  | 八郷町大字月岡   | 八郷町半田, 川又, 月岡, 弓弦, 辻, 仏生寺, 青田, 柴内, 小野越, 菖蒲沢, 小畑の内中山                | を |
| 中志筑駐在所 | 千代田町大字中志筑 | 千代田町中志筑, 上志筑, 下志筑 (幕ノ内を除く。), 横堀, 大峰, 五反田, 栗田, 高倉, 上佐谷, 雪入, 山本      |   |
| 西野寺駐在所 | 千代田町大字西野寺 | 千代田町下土田, 上土田, 東野寺, 西野寺, 飯田, 新治, 市川, 下志筑の内幕ノ内, 下稲吉の内市村, 根当, 中佐谷の内飯塚 |   |
| 下稲吉駐在所 | 千代田町大字下稲吉 | 千代田町下稲吉 (八幡下, 宿, 西山, 大塚), 上稲吉, 中佐谷 (飯塚を除く。), 下佐谷                   |   |

|       |         |                                                     |   |
|-------|---------|-----------------------------------------------------|---|
| 小桜駐在所 | 八郷町大字月岡 | 八郷町半田, 川又, 月岡, 弓弦, 辻, 仏生寺, 青田, 柴内, 小野越, 菖蒲沢, 小畑の内中山 | に |
|-------|---------|-----------------------------------------------------|---|

改め, 同表下館の項を次のように改める。

|       |        |                                                                                                      |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 養蚕駐在所 | 筑西市蕨   | 筑西市成田, 島, 蕨, 上川中子, 川連, 徳持, 大塚, 深見, 茂田, 野田, 西榎生, 東榎生, 西石田, 榎生一丁目                                      |
| 五所駐在所 | 筑西市五所宮 | 筑西市西大島, 栗島, 笹塚, 神分, 飯島, 下平塚, 掉ヶ島, 森添島, 山崎, 五所宮, 西山田, 下江連, 大谷, 上平塚, 子思儀, 小埜, 灰塚                       |
| 折本駐在所 | 筑西市折本  | 筑西市谷部, 折本, 樋口, 口戸, 林, 石塔, 柴山, 築瀬, 泉, 中館 (中館下, 中館中を除く。), 高島, 大関, 野, 上中山, 国府田, 羽方, 八田, 蒔田, 落合, 下高田, 奥田 |

|       |         |                                      |                                            |
|-------|---------|--------------------------------------|--------------------------------------------|
| 筑西    | 大田駐在所   | 筑西市西方                                | 筑西市幸町一，二，三丁目，西方（鎌田を除く。），野殿，下野殿，嘉家佐和，飯田，旭ヶ丘 |
|       | 川島駐在所   | 筑西市小川                                | 筑西市小川，伊讚美，伊佐山，下川島，女方，布川                    |
|       | 関本駐在所   | 筑西市関本上中                              | 筑西市関本中，関本分中，関本下，関本肥土，船玉，上野，関本上中，江          |
|       | 河内駐在所   | 筑西市犬塚                                | 筑西市板橋，舟生，犬塚，藤ヶ谷，関館，花田，花橋                   |
|       | 黒子駐在所   | 筑西市木戸                                | 筑西市辻，黒子，井上，西保末，稲荷，梶内，木戸                    |
|       | 古里駐在所   | 筑西市知行                                | 筑西市桑山，清水，大島，知行，谷永島，下郷谷，細田，柳，下星谷，八幡，上星谷，三郷  |
|       | 新治駐在所   | 筑西市門井                                | 筑西市新治，久地楽，門井，蓮沼，横塚，向川澄，古郡                  |
|       | 小栗駐在所   | 筑西市小栗                                | 筑西市井出姥沢，小栗，蓬田                              |
|       | 海老ヶ島駐在所 | 筑西市海老ヶ島                              | 筑西市中根，山王堂，海老ヶ島，松原（篠之内，石倉，三谷を除く。），倉持，新井新田   |
|       | 宮後駐在所   | 筑西市宮後                                | 筑西市宮山，押尾，宮後，上西郷谷，猫島，有田，田宿                  |
|       | 中上野駐在所  | 筑西市中上野                               | 筑西市赤浜，東石田，中上野，寺上野，向上野，福岡新田                 |
|       | 築地駐在所   | 筑西市築地                                | 筑西市海老江，築地，東保末，鷺島，高津，成井，大林，古内，谷原            |
| 村田駐在所 | 筑西市村田   | 筑西市松原（篠之内，石倉，三谷），村田，吉田，内淀，鍋山，竹垣，下川中子 |                                            |

別表第 2 (2) 真壁の項中

|         |           |                                      |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 長岡駐在所   | 真壁町大字長岡   | 真壁町上小幡，長岡，白井，原方                      |
| 海老ヶ島駐在所 | 明野町大字海老ヶ島 | 明野町中根，山王堂，海老ヶ島，松原（篠之内，石倉，三谷を除く。），倉持  |
| 宮後駐在所   | 明野町大字宮後   | 明野町宮山，押尾，宮後，上西郷谷，猫島，有田，田宿            |
| 中上野駐在所  | 明野町大字中上野  | 明野町赤浜，東石田，中上野，寺上野，向上野，福岡新田           |
| 築地駐在所   | 明野町大字築地   | 明野町海老江，築地，東保末，鷺島，高津，成井，大林，古内         |
| 村田駐在所   | 明野町大字村田   | 明野町松原の内篠之内，石倉，三谷，村田，吉田，内淀，鍋山，竹垣，下川中子 |

を

|       |         |                     |   |
|-------|---------|---------------------|---|
| 長岡駐在所 | 真壁町大字長岡 | 真壁町上小幡，下小幡，長岡，白井，原方 | に |
|-------|---------|---------------------|---|

改め，同表取手の項中

|       |          |                                  |   |
|-------|----------|----------------------------------|---|
| 山王駐在所 | 藤代町大字山王  | 藤代町山王，岡，和田，配松，神住，中内              | を |
| 久賀駐在所 | 藤代町大字上萱場 | 藤代町浜田，上萱場，下萱場，萱場，大曲，新川，双葉一，二，三丁目 |   |

|       |        |                                  |   |
|-------|--------|----------------------------------|---|
| 山王駐在所 | 取手市和田  | 取手市山王，岡，和田，配松，神住，中内              | に |
| 久賀駐在所 | 取手市上萱場 | 取手市浜田，上萱場，下萱場，萱場，大曲，新川，双葉一，二，三丁目 |   |

改める。

別表第 2 (4)土浦の項中

|           |                                                               |   |
|-----------|---------------------------------------------------------------|---|
| 神立地区交番所在地 | 土浦市白鳥町，菅谷町，神立町，中神立町，北神立町，神立東一，二丁目，神立中央一，二，三，四，五丁目，手野町，田村町，沖宿町 | を |
|-----------|---------------------------------------------------------------|---|

|           |                                                                                                                                                                    |   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 神立地区交番所在地 | 土浦市白鳥町，菅谷町，神立町，中神立町，北神立町，神立東一，二丁目，神立中央一，二，三，四，五丁目，手野町，田村町，沖宿町，おおつ野一，二，三，四，五，六，七，八丁目<br>かずみがうら市下稲吉（八幡下，宿，西山，大塚，市村，根当を除く。），稲吉一，二，三，四，五丁目，稲吉東一，二，三，四，五，六丁目，稲吉南一，二，三丁目 | に |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

改め，同表石岡の項中

|            |                                                                          |   |
|------------|--------------------------------------------------------------------------|---|
| 美野里地区交番所在地 | 美野里町                                                                     | を |
| 神立地区交番所在地  | 千代田町下稲吉（八幡下，宿，西山，大塚，市村，根当を除く。），稲吉一，二，三，四，五丁目，稲吉東一，二，三，四，五，六丁目，稲吉南一，二，三丁目 |   |

|            |      |   |
|------------|------|---|
| 美野里地区交番所在地 | 美野里町 | に |
|------------|------|---|

改め，同表取手の項中

|           |                                                                             |   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|---|
| 藤代地区交番所在地 | 藤代町宮和田，片町，藤代，清水甲，毛有，中田，谷中，小浮気，櫛木，平野，押切，紙之浦，高須，大留，渋沼，桜が丘一，二，三，四丁目，光風台一，二，三丁目 | を |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|---|

|           |                                                                                               |   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 藤代地区交番所在地 | 取手市宮和田，片町，藤代，清水甲，毛有，中田，谷中，小浮気，櫛木，平野，押切，神浦，高須，大留，渋沼，桜が丘一，二，三，四丁目，光風台一，二，三丁目，清水，清水乙，清水丙，中田乙，中田丙 | に |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---|

改める。

(茨城県警察国有物品管理規則の一部改正)

第10条 茨城県警察国有物品管理規則 (昭和39年茨城県公安委員会規則第 9号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 様式その 2 中 「江戸崎」 を 「稲敷」 に改める。

第11条 茨城県警察国有物品管理規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 様式その 2 中 「下館」 を 「筑西」 に改める。

(茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の 5 の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則の一部改正)

第12条 茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の 5 の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則 (平成14年茨城県公安委員会規則第 3号) の一部を次のように改正する。

第 3 号の表中「稲敷郡桜川村」を「稲敷市」に、

|                         |         |       |
|-------------------------|---------|-------|
| 千代田町勤労青少年ホーム            | 新治郡千代田町 | を     |
| 千代田海洋センター               | 新治郡千代田町 |       |
| かすみがうら市勤労青少年ホーム         | かすみがうら市 | に改める。 |
| かすみがうら市千代田 B & G 海洋センター | かすみがうら市 |       |

(茨城県少年指導委員運営規則の一部改正)

第13条 茨城県少年指導委員運営規則 (昭和60年茨城県公安委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

別表中江戸崎の項を次のように改める。

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 稲 敷 | 稲敷地区 | 稲敷警察署管内 |
|-----|------|---------|

第14条 茨城県少年指導委員運営規則の一部を次のように改正する。

別表土浦の項中「及び石岡警察署神立地区交番所管区内」を削り、同表石岡の項中「及び土浦警察署神立地区交番所管区内」を削り、同表下館の項を次のように改める。

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 筑 西 | 筑西地区 | 筑西警察署管内 |
|-----|------|---------|

(茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則 (平成14年茨城県公安委員会規則第 5号) の一部を次のように改正する。

別表中「稲敷郡桜川村」を「稲敷市」に、

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 千代田町勤労青少年ホーム | 新治郡千代田町 | を |
| 千代田海洋センター    | 新治郡千代田町 |   |

|                         |         |       |
|-------------------------|---------|-------|
| かすみがうら市勤労青少年ホーム         | かすみがうら市 | に改める。 |
| かすみがうら市千代田 B & G 海洋センター | かすみがうら市 |       |

(茨城県道路交通法施行細則の一部改正)

第16条 茨城県道路交通法施行細則 (昭和53年茨城県公安委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 一般国道349号の項中「那珂郡那珂町大字中台字南次男分707番 1」を「那珂市中台字南次男分707番 1」に、「那珂郡那珂町大字菅谷字掘ノ内3791番 1」を「那珂市菅谷字掘ノ内3791番 1」に、「那珂郡那珂町大字菅谷字杉原5471番 6」を「那珂市菅谷字杉原5471番 6」に改め、同表県道瓜連馬渡線の項中「那珂郡那珂町大字鴻巣字新野775番 1」を「那珂市鴻巣字新野775番 1」に改め、同表県道那珂湊那珂線の項中「那珂郡那珂町大字中台字南次男分706番 5」を「那珂市中台字南次男分706番 5」に改め、同表県道那珂インター線の項中「那珂郡那珂町大字福田字上福田道東521番 1」を「那珂市福田字上福田道東521番 1」に、「那珂郡那珂町大字鴻巣字新野748番 1」を「那珂市鴻巣字新野748番 1」に改め、同表那珂町道 6 - 18号線の項を次のように改める。

|               |                                           |
|---------------|-------------------------------------------|
| 那珂市道 6 - 18号線 | 那珂市菅谷字寄居1563番 5 地先から那珂市菅谷字掘ノ内3793番 1 地先まで |
|---------------|-------------------------------------------|

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条, 第 6 条及び第16条の規定 平成17年 1月21日
- (2) 第 3 条及び第 7 条の規定 平成17年 2月 1日
- (3) 第 1 条中茨城県警察署協議会規則別表の改正規定 (「江戸崎警察署協議会」を「稲敷警察署協議会」に改める部分に限る。), 第 4 条, 第 8 条及び第10条の規定, 第12条中茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の 5 の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則の改正規定 (第 3 号の表中「稲敷郡桜川村」を「稲敷市」に改める部分に限る。), 第13条の規定並びに第15条中茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則の改正規定 (別表中「稲敷郡桜川村」を「稲敷市」に改める部分に限る。) 平成17年 3月22日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年 3月28日



茨城県公安委員会規則第 2 号

茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 1月13日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

茨城県警察署の管轄区域に関する規則 (昭和29年茨城県公安委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表中

|             |                             |   |
|-------------|-----------------------------|---|
| 茨城県 竜ヶ崎 警察署 | 竜ヶ崎市<br>牛久市<br>稲敷郡の内<br>河内町 | を |
|-------------|-----------------------------|---|

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 茨城県 竜ヶ崎 警察署 | 竜ヶ崎市<br>稲敷郡の内<br>河内町 |
| 茨城県 牛久 警察署  | 牛久市<br>稲敷郡の内<br>阿見町  |

に改め、同表茨城県土浦警

「  
土浦市  
かすみがうら市  
新治郡の内  
新治村  
稲敷郡の内  
阿見町  
」

を

「  
土浦市  
かすみがうら市  
新治郡の内  
新治村  
」

に改める。

附 則

この規則は、茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成16年茨城県条例第60号）の施行の日から施行する。

告 示

茨城県告示第31号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号 | 種類 | 題 名                        | 配 給 会 社        |
|------|----|----------------------------|----------------|
| 2191 | 映画 | 愛のラビリンス                    | オーピー映画         |
| 2192 | 映画 | 裏の後家さん 張パイプ 形に夢中           | コウワ<br>クリエイティブ |
| 2193 | 映画 | 濃厚不倫 とられた女                 | 新東宝映画          |
| 2194 | 映画 | 義母同窓会 息子を食べないで！            | 新日本映像          |
| 2195 | 映画 | 新日本映像ニュース 義母同窓会 息子を食べないで   | 新日本映像          |
| 2196 | 映画 | ジャッカス・ザ・ムービー               | U I P          |
| 2197 | 映画 | ラブホテル 朝まで生だし               | オーピー映画         |
| 2198 | 映画 | マダムレズ 擦こすりあう快感             | 新日本映像          |
| 2199 | 映画 | 新日本映像ニュース マダムレズ 擦こすりあう快感   | 新日本映像          |
| 2200 | 映画 | 和風旅館のロシアの女将 女体盛り           | 新日本映像          |
| 2201 | 映画 | 新日本映像ニュース 和風旅館のロシアの女将 女体盛り | 新日本映像          |
| 2202 | 映画 | 肌の隙間                       | 新東宝映画          |

| 指定番号 | 種類 | 題 名                           | 配 給 会 社        |
|------|----|-------------------------------|----------------|
| 2203 | 映画 | 女探偵 おねだり七変化                   | オーピー映画         |
| 2204 | 映画 | ストリッパー ～愛欲の日々～                | オーピー映画         |
| 2205 | 映画 | オーガズムレポート 痴女SEX研究所            | 新東宝映画          |
| 2206 | 映画 | 異常性欲レポート 激ナマSEX研究所            | 新東宝映画          |
| 2207 | 映画 | 欲情喪服妻 うずく                     | オーピー映画         |
| 2208 | 映画 | 桃色ガードマン カラダ張ります！              | 新東宝映画          |
| 2209 | 映画 | ドーリーマーズ                       | 日本ヘラルド映画       |
| 2210 | 映画 | 狩人日記                          | ギャガ・コミュニケーションズ |
| 2211 | 映画 | 新人バスガイド くわえ上手な唇               | オーピー映画         |
| 2212 | 映画 | 裏令嬢 恥辱の花びら                    | オーピー映画         |
| 2213 | 映画 | 恥母の湯巻き こすって、もっと！              | 新日本映像          |
| 2214 | 映画 | 新日本映像ニュース 恥母の湯巻き こすって、もっと！    | 新日本映像          |
| 2215 | 映画 | ブエノスアイレスの夜                    | アットエンタテイメント    |
| 2216 | 映画 | 寝とられた人妻・夕樹舞子 私に股がして           | 新日本映像          |
| 2217 | 映画 | 新日本映像ニュース 寝とられた人妻・夕樹舞子 私に股がして | 新日本映像          |
| 2218 | 映画 | 金粉FUCK ずぶ濡れ観音                 | オーピー映画         |

## 茨城県告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水戸市長から同市と内原町の廃置分合に伴い、同市内の字の名称の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成17年2月1日から生ずるものである。

平成17年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

次の表の右欄に掲げる名称を、同表の当該左欄に掲げる名称に変更する。

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|-------|-------|
| 鯉淵町   | 大字鯉淵  |
| 五平町   | 大字五平  |
| 高田町   | 大字高田  |
| 下野町   | 大字下野  |
| 中原町   | 大字中原  |
| 杉崎町   | 大字杉崎  |
| 三湯町   | 大字三湯  |
| 小原町   | 大字小原  |
| 内原町   | 大字内原  |
| 小林町   | 大字小林  |
| 大足町   | 大字大足  |

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|-------|-------|
| 有賀町   | 大字有賀  |
| 黒磯町   | 大字黒磯  |
| 牛伏町   | 大字牛伏  |
| 田島町   | 大字田島  |
| 三野輪町  | 大字三野輪 |
| 筑地町   | 大字筑地  |
| 赤尾関町  | 大字赤尾関 |

## 茨城県告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、ひたちなか市長から住宅団地造成事業に伴い、同市内の字の廃止及び町の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

字を廃止し、西十三奉行に変更する区域

部田野字妻ケ久保 145の2, 184の1

同 字浜道 736の2

上記地番は、平成16年8月11日現在の登記簿による。

## 茨城県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関等について、次のとおり指定及び廃止したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| コ ー ド<br>名 称                 | 所 在 地                              | 診 療 科 目 等                  | 開 設 者            | 指 定 等<br>年 月 日  | 区 分 |
|------------------------------|------------------------------------|----------------------------|------------------|-----------------|-----|
| 4140285<br>深谷薬局              | 真壁郡大和村本木2109 - 1                   | 調剤                         | 深谷 澄雄            | 平成16年<br>9月26日  | 廃止  |
| 4140459<br>深谷薬局              | 真壁郡大和村本木2109 - 1                   | 調剤                         | 角田奈津子            | 平成16年<br>11月 1日 | 指定  |
| 4310645<br>美優クリニック           | 猿島郡三和町大和田1802                      | 外科, 内科, 胃腸<br>科, 肛門科       | 助川 止             | 平成16年<br>9月30日  | 廃止  |
| 4310785<br>美優クリニック           | 猿島郡三和町大和田1802                      | 外科, 整形外科, 胃<br>腸科, 肛門科, 内科 | 医療法人 美優<br>クリニック | 平成16年<br>10月 1日 | 指定  |
| 4190038<br>訪問看護ステーション愛<br>美園 | 真壁郡協和町新治1996-91                    | 訪問看護                       | 社会福祉法人<br>恒徳会    | 平成16年<br>10月31日 | 廃止  |
| 4190053<br>訪問看護ステーション愛<br>美園 | 真壁郡協和町新治1996-91                    | 訪問看護                       | 医療法人 恒貴<br>会     | 平成16年<br>11月 1日 | 指定  |
| 0231411<br>まさひろ歯科            | 日立市若葉町 2 - 4 - 4                   | 歯科                         | 洪 正浩             | 平成16年<br>10月31日 | 廃止  |
| 0231676<br>まさひろ歯科            | 日立市幸町 1 - 7 - 7 ニュ<br>ーククリニックス日立5F | 歯科                         | 岩波 正浩            | 平成16年<br>11月 1日 | 指定  |

| コ ー ド<br>名 称                    | 所 在 地                    | 診 療 科 目 等                                    | 開 設 者             | 指 定 等<br>年 月 日  | 区 分 |
|---------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------|-------------------|-----------------|-----|
| 1030309<br>第一歯科                 | 下津市古沢 1 - 1 リバインビル       | 歯科, 小児歯科, 歯科口腔外科                             | 水上 正人             | 平成16年<br>10月31日 | 廃止  |
| 1030374<br>第一歯科                 | 下妻市堀籠1489 - 6            | 歯科, 小児歯科, 矯正歯科, 歯科口腔外科                       | 水上 正人             | 平成16年<br>11月 1日 | 指定  |
| 0620724<br>遠藤産婦人科医院             | 下館市甲444 - 1              | 産婦人科                                         | 医療法人 遠藤<br>産婦人科医院 | 平成16年<br>9月30日  | 廃止  |
| 0610881<br>遠藤産婦人科医院             | 下館市中館130 - 1             | 産婦人科, 小児科                                    | 医療法人 修英<br>会      | 平成16年<br>10月 1日 | 指定  |
| 2031207<br>かつらぎ歯科クリニック          | つくば市苜間東1712              | 歯科                                           | 服部 智行             | 平成16年<br>9月30日  | 廃止  |
| 2031512<br>医療法人社団栄恵会かつらぎ歯科クリニック | つくば市苜間1712               | 歯科, 矯正歯科, 小児歯科, 歯科口腔外科                       | 医療法人社団<br>栄恵会     | 平成16年<br>10月 1日 | 指定  |
| 3830854<br>たにおか歯科               | 稲敷郡江戸崎町佐倉3083 - 4        | 歯科                                           | 谷岡 泰弘             | 平成16年<br>11月 4日 | 廃止  |
| 3831290<br>たにおか歯科               | 稲敷郡江戸崎町佐倉3083            | 歯科, 小児歯科, 口腔外科, 矯正歯科                         | 植田 崇資             | 平成16年<br>11月 5日 | 指定  |
| 0610899<br>すわクリニック              | 下館市甲444 - 1              | 循環器科, 内科                                     | 医療法人 修英<br>会      | 平成16年<br>11月 1日 | 指定  |
| 3130917<br>永沼歯科医院               | 東茨城郡茨城町海老沢951 - 1        | 歯科, 矯正歯科                                     | 永沼 治郎             | 平成16年<br>11月 1日 | 指定  |
| 0230728<br>松浦歯科医院               | 日立市鮎川町 1 - 11 - 8        | 歯科                                           | 松浦 直行             | 平成16年<br>11月 5日 | 指定  |
| 0410779<br>さくらい医院               | 古河市緑町54 - 33             | 皮膚科                                          | 櫻井 直樹             | 平成16年<br>11月 8日 | 指定  |
| 0640478<br>いいぬま薬局下岡崎店           | 下館市下岡崎 2 - 8 - 2         | 調剤                                           | 有限会社 飯沼<br>薬局     | 平成16年<br>12月 1日 | 指定  |
| 3740374<br>向日葵薬局                | 行方郡麻生町麻生1108 - 7         | 調剤                                           | 大津 誠              | 平成16年<br>12月 1日 | 指定  |
| 3140666<br>しろさと薬局               | 東茨城郡常北町石塚1384            | 調剤                                           | 有限会社 コア<br>ス      | 平成16年<br>11月 1日 | 指定  |
| 3311024<br>鈴木呼吸器科内科             | 那珂郡那珂町中台749 - 4          | 呼吸器科, 内科                                     | 鈴木 浩一             | 平成16年<br>10月 1日 | 指定  |
| 1710813<br>わかばクリニック             | 取手市中央町 2 - 5 取手ボックスビル5 F | 眼科                                           | 崎元 卓              | 平成16年<br>12月 1日 | 指定  |
| 1210277<br>佐竹南台菜のはなクリニック        | 常陸太田市天神林町870 - 245       | 内科, 小児科, 外科, 整形外科, アレルギー科, 脳神経外科, 神経内科, 心療内科 | 梅原 裕              | 平成16年<br>11月 1日 | 指定  |
| 3611274<br>五郎台ファミリークリニック        | 鹿島郡神栖町深芝南 2 - 11 - 12    | 内科, 外科, 整形外科, 皮膚科, 小児科                       | 村井 三哉             | 平成16年<br>12月 1日 | 指定  |
| 0730461<br>おくざわ歯科               | 結城市大字結城9858 - 19         | 歯科, 小児歯科, 歯科口腔外科                             | 奥澤 拓也             | 平成16年<br>12月 1日 | 指定  |
| 0611004<br>つくばクリニック             | 下館市大字玉戸字山ヶ島1015 - 5      | 内科, 整形外科, リハビリ科                              | 医療法人 三禄<br>会      | 平成16年<br>12月 1日 | 指定  |
| 0290071<br>指定訪問看護事業所ケアラース       | 日立市下深荻町1860              | 訪問看護                                         | 指定訪問看護事業所ケアラース    | 平成16年<br>12月 6日 | 指定  |
| 0640460<br>中尾薬局                 | 下館市市野辺88                 | 調剤                                           | 有限会社ファル・レ         | 平成16年<br>10月 1日 | 指定  |

| コ ー ド<br>名 称                      | 所 在 地                           | 診 療 科 目 等                      | 開 設 者                   | 指 定 等<br>年 月 日   | 区 分 |
|-----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------|------------------|-----|
| 2530166<br>常陸大宮市国民健康保険<br>緒川歯科診療所 | 常陸大宮市上小瀬1259                    | 歯科, 矯正歯科, 小<br>児歯科, 歯科口腔外<br>科 | 常陸大宮市                   | 平成16年<br>10月16日  | 指定  |
| 3631591<br>竹上歯科医院                 | 鹿島郡神栖町神栖 1 - 3 - 8              | 歯科                             | 竹上 賢一                   | 平成16年<br>10月 1 日 | 指定  |
| 0114017<br>エクセルメディカルクリ<br>ニック     | 水戸市宮町 1 - 1 - 1 水戸駅<br>ビル 6F    | 眼科, 皮膚科, 内科                    | 服部 智行                   | 平成16年<br>11月 4 日 | 指定  |
| 2031389<br>なかはら歯科クリニック            | つくば市竹園 2 - 13 - 3 オ<br>リゾンテ101号 | 歯科, 小児歯科, 歯<br>科口腔外科           | 医療法人 シリ<br>ウス           | 平成16年<br>6月30日   | 廃止  |
| 1910488<br>則武内科クリニック              | 牛久市ひたち野東48 - 2                  | 内科, 消化器科                       | 則武 昌之                   | 平成16年<br>9月30日   | 廃止  |
| 2410082<br>けやき台医院                 | 守谷市けやき台 3 - 12 - 3              | 内科, 小児科                        | 白木 正紀                   | 平成16年<br>8月31日   | 廃止  |
| 0113241<br>水戸眼科内科皮フ科              | 水戸市南町 2 - 4 - 35                | 眼科, 内科                         | 服部 智行                   | 平成16年<br>11月 3 日 | 廃止  |
| 0132528<br>小澤歯科医院                 | 水戸市南町 3 - 4 - 57 水戸<br>セントラルビル  | 歯科                             | 小澤 永久                   | 平成16年<br>10月31日  | 廃止  |
| 3240334<br>まーがれっと薬局               | 西茨城郡友部町平町1635 - 22              | 調剤                             | 株式会社 フォ<br>ーラル          | 平成16年<br>11月30日  | 廃止  |
| 2041295<br>今川薬局 つくば谷田部<br>店       | つくば市谷田部1564 - 3                 | 調剤                             | 株式会社 アイ<br>ンファーマシー<br>ズ | 平成16年<br>10月31日  | 廃止  |
| 3140534<br>スルガヤ薬局                 | 東茨城郡大洗町磯浜町369                   | 調剤                             | 本多 保雄                   | 平成16年<br>10月15日  | 廃止  |
| 3130560<br>長岡歯科医院                 | 東茨城郡茨城町長岡大連寺<br>3317 - 21       | 歯科                             | 忠本 明夫                   | 平成16年<br>12月22日  | 廃止  |

茨城県告示第35号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号          | 事業所の名称           | 事業所の所在地               | 事業者の<br>名 称                    | 事業者の主たる<br>事務所の所在地    | 指 定<br>年 月 日    | サービ<br>ス の 種 類 |
|----------------|------------------|-----------------------|--------------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|
| 08000300444116 | さんわ指定居宅支<br>援事業所 | 猿島郡三和町尾崎<br>3920 - 14 | 有限会社ピ<br>ートサービ<br>スソリュー<br>ション | 猿島郡三和町尾崎<br>3920 - 14 | 平成17年<br>1月 4 日 | 児童居宅介<br>護等事業  |

茨城県告示第36号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号          | 事業所の名称       | 事業所の所在地               | 事業者の名称             | 事業者の主たる事務所の所在地        | 指 定年月日        | サービスの種類      |
|----------------|--------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|---------------|--------------|
| 08000100444118 | さんわ指定居宅支援事業所 | 猿島郡三和町尾崎<br>3920 - 14 | 有限会社ピートサービスソリューション | 猿島郡三和町尾崎<br>3920 - 14 | 平成17年<br>1月4日 | 身体障害者居宅介護等事業 |

## 茨城県告示第37号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センターに到着するよう提出してください。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社サンユーストアー

代表取締役 伊 藤 尚 武

## (2) 住所

北茨城市磯原町磯原 1 丁目127番地

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー手綱店

高萩市下手綱字鍋田1487 外

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称  | 住 所                 | 代表者氏名   |
|--------------|---------------------|---------|
| 株式会社サンユーストアー | 北茨城市磯原町磯原 1 丁目127番地 | 伊 藤 尚 武 |

## (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 9月 1日

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,554m<sup>2</sup>

## (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 261台

イ 駐輪場の収容台数 40台

ウ 荷さばき施設の面積 251m<sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の容量 89m<sup>3</sup>

## (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時30分

(閉店時刻) 午後 8 時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 ~ 午後 9 時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 3 時 ~ 午後 7 時

3 届出年月日

平成16年12月22日

茨城県告示第38号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大豊商事株式会社

代表取締役 三 谷 章

(2) 住所

つくば市大字田倉4691番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新下妻ショッピングセンター

下妻市堀籠972番地 1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                       | 代表者氏名   |
|-------------|---------------------------|---------|
| 株式会社コックス    | 静岡県浜松市鍛冶町320番地の23         | 藤 野 武 美 |
| ジャスフォート株式会社 | 大阪府大阪市中央区備後町 2 丁目 4 番 9 号 | 本 田 進   |
| 有限会社はっとり    | 栃木県宇都宮市星ヶ丘 1 - 2 - 13     | 柳 田 孝   |
| 株式会社タカキュー   | 東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号     | 出 口 光   |
| 株式会社ブルーグラス  | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1   | 野 口 禎一郎 |

| 氏 名 又 は 名 称    | 住 所                    | 代表者氏名   |
|----------------|------------------------|---------|
| 株式会社金子海苔店      | 東京都大田区大森東 2 丁目24番 6 号  | 金 子 俊 秀 |
| 山下 料一          | 栃木県佐野市高砂町679 - 12      |         |
| 有限会社青木屋        | 取手市戸頭 4 丁目10番 2 号      | 沼 田 豊   |
| エステール株式会社      | 東京都新宿区西新宿 3 丁目20番 2 号  | 丸 山 朝   |
| コココーポレーション株式会社 | 東京都中央区東日本橋 3 丁目 5 番13号 | 本 間 博   |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                           | 代表者氏名   |
|---------------|-------------------------------|---------|
| 株式会社コックス      | 東京都江東区新大橋 1 丁目 8 番11号         | 荻 原 久 示 |
| ジャスフォート株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地         | 本 田 進   |
| 有限会社青山ドール     | 栃木県宇都宮市曲師町 5 番 1 号            | 柳 田 孝   |
| 株式会社タカキュー     | 東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号         | 白 井 一 秀 |
| 株式会社ブルーグラス    | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1       | 木 村 保   |
| 株式会社伊藤園       | 東京都渋谷区本町 3 - 47 - 10          | 本 庄 八 郎 |
| 有限会社ミックスカンパニー | 東京都江戸川区平井 6 - 24 - 4          | 安 部 恵   |
| ファイテン株式会社     | 京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町<br>678番地 | 平 田 好 宏 |
| 株式会社サンルージュ    | 埼玉県さいたま市美沼区風渡野583 - 2         | 沖 田 定 男 |
| 株式会社ニューステップ   | 東京都中央区新川 1 丁目22番15号           | 岩 田 愛一郎 |
| 株式会社錦         | 愛知県名古屋市中村区名駅 2 丁目45番19号       | 西 尾 遼 一 |
| 株式会社平安堂       | 千葉県鎌ヶ谷市初富本町 1 - 10 - 19       | 梅 澤 輝 男 |
| 株式会社キャンドウ     | 東京都北区浮間 3 丁目 3 番 2 号          | 城 戸 博 司 |

## (3) 変更の年月日

平成16年11月21日

## (4) 変更する理由

小売業者の退店・出店及び代表者名等の変更による

## 3 届出年月日

平成16年12月21日

## 茨城県告示第39号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社マスダ

代表取締役 平 邦 雄

## (2) 住所

水海道市宝町2771番地

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マスダ三和店

猿島郡三和町諸川海道西1114 - 3 外

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分

(変更後) 午前 8 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

## (3) 変更する年月日

平成17年 1月14日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                | 代表者氏名   |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社マスダ     | 水海道市宝町2771番地       | 平 邦 雄   |
| 寺島薬局株式会社    | つくば市天久保 2 - 17 - 5 | 田 口 武   |
| 有限会社ウエタケ花店  | 猿島郡三和町大字諸川909 - 3  | 植 竹 政 美 |

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,027m<sup>2</sup>

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 248台

(イ) 駐輪場の収容台数 40台

(ウ) 荷さばき施設の面積 59m<sup>2</sup>(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 47m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前 9 時

## (イ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後10時

3 届出年月日

平成16年12月21日

茨城県告示第40号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 (仮称) セイブ千波店・ドラッグてらしま千波店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) セイブ千波店・ドラッグてらしま千波店

水戸市千波町北葉山1762番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成16年 7月 8日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,020m<sup>2</sup>

(変更後) 1,866m<sup>2</sup>

(イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 123台

(変更後) 98台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 16台

(変更後) 収容台数 38台

(エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 140m<sup>2</sup>

(変更後) 面積 193m<sup>2</sup>

(オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 18m<sup>3</sup>

(変更後) 容量 36m<sup>3</sup>

(カ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午前 0 時

(変更後) 午前 0 時（一部午後10時）

## (中) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 4箇所

## (ク) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前4時～午後4時

(変更後) 午前4時～午後5時

## ウ 届出年月日

平成16年6月25日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第2 那珂町ショッピングセンター

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂町ショッピングセンター

那珂郡那珂町菅谷2438 - 1

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成16年7月15日

## イ 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 554台

(変更後) 512台

## ウ 届出年月日

平成16年6月30日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第3 つくばショッピングセンターA棟

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくばショッピングセンターA棟

つくば市上横場2143番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成16年7月29日

## イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午前0時

ウ 届出年月日

平成16年7月15日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第4 ワンダーグーひたち野牛久店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグーひたち野牛久店

牛久市下根町字ヤツノ上434 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第6条第2項)

平成16年8月2日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後11時 (一部午後9時)

(変更後) 開店時刻 午前8時

閉店時刻 午前1時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後11時 (一部午後9時)

(変更後) 午前7時30分～午前1時

ウ 届出年月日

平成16年7月15日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第5 クレオ

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻1丁目1311番地5 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成16年8月26日

イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 28,181m<sup>2</sup>(変更後) 30,832m<sup>2</sup>

## (イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 1,295台

(変更後) 1,416台

## (ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 865m<sup>2</sup>(変更後) 面積 795m<sup>2</sup>

## ウ 届出年月日

平成16年 8月10日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 6 カスミ笠間店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ笠間店

笠間市笠間1602番地

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 6月28日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分 (一部午前10時)

閉店時刻 午後 8 時 (年間180日は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 ~ 午後 8 時30分 (年間180日は午後 9 時30分)

(変更後) 午前 8 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

## ウ 届出年月日

平成16年 6月14日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 7 ワンダーグー石岡店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー石岡店

石岡市東石岡 1 - 8 - 5

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 7 月 1 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時30分 (一部午後10時)

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午前 1 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 ~ 午後10時30分

(変更後) 午前 7 時30分 ~ 午前 1 時

ウ 届出年月日

平成16年 6 月16日

2 意見の概要

意見なし

第 8 川井ビル

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

川井ビル

新治郡千代田町稲吉 2 丁目2613番158 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 7 月 5 日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 (一部午前10時)

閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (一部午前10時)

閉店時刻 翌午前 9 時 (一部午後 8 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 ~ 午後 8 時30分

(変更後) 24時間

ウ 届出年月日

平成16年 6 月21日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第9 ジョイフル山新友部店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル山新友部店

西茨城郡友部町旭町484

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成16年7月8日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,500m<sup>2</sup>(変更後) 11,047m<sup>2</sup>

## (イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 30m<sup>2</sup>(変更後) 面積 60m<sup>2</sup>

## (ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 30m<sup>3</sup>(変更後) 容量 60m<sup>3</sup>

## ウ 届出年月日

平成16年6月23日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第10 サンキ牛久店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ牛久店

牛久市中央一丁目1番2号

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成16年7月8日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,200m<sup>2</sup>(変更後) 1,662m<sup>2</sup>

- (イ) 駐車場の位置及び収容台数
  - (変更前) 収容台数 14台
  - (変更後) 収容台数 36台
- (ロ) 駐輪場の位置及び収容台数
  - (変更前) 収容台数 0台
  - (変更後) 収容台数 30台
- (ハ) 荷さばき施設の位置及び面積
  - (変更前) 面積 40m<sup>2</sup>
  - (変更後) 面積 50m<sup>2</sup>
- (ニ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (変更前) 容量 7 m<sup>3</sup>
  - (変更後) 容量 16m<sup>3</sup>
- (ホ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
  - (変更前) 午後 8 時
  - (変更後) 午後 9 時
- (ヘ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - (変更前) 1 箇所
  - (変更後) 5 箇所

ウ 届出年月日

平成16年 6月25日

2 意見の概要

意見なし

第11 西代ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西代ショッピングセンター

稲敷郡東町大字西代1480 外

- (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 7月26日

イ 変更しようとする事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 ~ 午後 8 時30分 (年間 3 日は午前 8 時30分 ~ 午後 8 時30分)

(変更後) 午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分 (年間 3 日は午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分)

- (ロ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 7 時～午後 6 時

(変更後) 午前 7 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成16年 7月12日

2 意見の概要

意見なし

第12 サンキ龍ヶ岡店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ龍ヶ岡店

龍ヶ崎市貝原塚町457

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 8月 2 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,684m<sup>2</sup>

(変更後) 3,718m<sup>2</sup>

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 105台

(変更後) 収容台数 174台

(ロ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 0 台

(変更後) 収容台数 70台

(ハ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 49m<sup>2</sup>

(変更後) 面積 109m<sup>2</sup>

(ニ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 24m<sup>3</sup>

(変更後) 容量 34m<sup>3</sup>

(ホ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

(ヘ) 駐車場の自動車の出入口の位置

ウ 届出年月日

平成16年 7月20日

2 意見の概要

特になし

## 茨城県告示第41号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ下館店

下館市字砂原933番地

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成16年12月 9 日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) カスミ下館店

(変更後) ウエルシア薬局下館南店

## (イ) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 下館市字砂原933番地

(変更後) 下館市字花の前916番地

## (ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1 | 小 濱 裕 正 |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称    | 住 所                       | 代表者氏名   |
|----------------|---------------------------|---------|
| 株式会社グリーンクロス・コア | 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 4 - 47 - 7 | 鈴 木 孝 之 |

## (3) 届出年月日

平成16年11月15日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第42号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に

供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス川島店

下館市布川1317番地 5

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成16年12月 9 日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午前 0 時

(変更後) 24時間

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 7 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

(変更後) 24時間 (一部午前 7 時30分 ~ 午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成16年10月28日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第43号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和52年茨城県告示第405号) の一部を次のように改正する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 2 中 「1.7%」を「1.6%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成16年12月20日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第44号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程 (平成 3 年茨城県告示第128号) の一部を次のように改正する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

## (1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

| 貸付期間        | 融資機関             | 資金種類  |        | 加工流通施設整備資金        |                    |        | 保健機能増進施設整備資金      |                    |   |
|-------------|------------------|-------|--------|-------------------|--------------------|--------|-------------------|--------------------|---|
|             |                  | 貸付対象者 |        | A                 |                    | B      | A                 |                    | B |
|             |                  |       |        | 貸付金のうち2億7千万円までの部分 | 貸付金のうち2億7千万円を超える部分 |        | 貸付金のうち2億7千万円までの部分 | 貸付金のうち2億7千万円を超える部分 |   |
| 6年以内        | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 |       | 年1.95% | 年1.70%            | 年1.45%             | 年2.20% | 年1.95%            | 年1.70%             |   |
|             | 上記以外の場合          |       | 年1.10% | 年0.85%            | 年0.60%             | 年1.35% | 年1.10%            | 年0.85%             |   |
| 6年を超え7年以内   | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 |       | 年1.85% | 年1.60%            | 年1.35%             | 年2.10% | 年1.85%            | 年1.60%             |   |
|             | 上記以外の場合          |       | 年1.00% | 年0.75%            | 年0.50%             | 年1.25% | 年1.00%            | 年0.75%             |   |
| 7年を超え8年以内   | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 |       | 年1.75% | 年1.50%            | 年1.25%             | 年2.00% | 年1.75%            | 年1.50%             |   |
|             | 上記以外の場合          |       | 年0.90% | 年0.65%            | 年0.40%             | 年1.15% | 年0.90%            | 年0.65%             |   |
| 8年を超え9年以内   | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 |       | 年1.65% | 年1.40%            | 年1.15%             | 年1.90% | 年1.65%            | 年1.40%             |   |
|             | 上記以外の場合          |       | 年0.80% | 年0.55%            | 年0.30%             | 年1.05% | 年0.80%            | 年0.55%             |   |
| 9年を超え11年以内  | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 |       | 年1.45% | 年1.20%            | 年0.95%             | 年1.70% | 年1.45%            | 年1.20%             |   |
|             | 上記以外の場合          |       | 年0.60% | 年0.35%            | 年0.10%             | 年0.85% | 年0.60%            | 年0.35%             |   |
| 11年を超え12年以内 | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 |       | 年1.35% | 年1.10%            | 年0.85%             | 年1.60% | 年1.35%            | 年1.10%             |   |
|             | 上記以外の場合          |       | 年0.50% | 年0.25%            | -                  | 年0.75% | 年0.50%            | 年0.25%             |   |
| 12年を超え13年以内 | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 |       | 年1.25% | 年1.05%            | 年0.75%             | 年1.50% | 年1.30%            | 年1.00%             |   |
|             | 上記以外の場合          |       | 年0.40% | 年0.20%            |                    | 年0.65% | 年0.45%            | 年0.15%             |   |
| 13年を超え15年以内 | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 |       | 年1.15% | 年0.95%            | 年0.65%             | 年1.40% | 年1.20%            | 年0.90%             |   |
|             | 上記以外の場合          |       | 年0.30% | 年0.10%            |                    | 年0.55% | 年0.35%            | 年0.05%             |   |

(注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。

2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

## 付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成16年12月20日以後にな

された貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第45号

平成16年12月17日付けで、川根土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成16年12月28日認可した。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第46号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による許可の取消しをしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分をした年月日 平成17年 1月 5日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商 号 北関東松山商事有限会社
  - (2) 所 在 地 茨城県常陸太田市田渡町100番地
  - (3) 代表者の氏名 檜山 武伸
  - (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（般 - 12）第23928号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

北関東松山商事有限会社の代表取締役は、常陸太田市高貫町字馬舟1856番及びその周辺に設置された産業廃棄物処分場において、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者に対し、同社の事業活動に伴って生じた産業廃棄物である木くず等合計約140立方メートルの処分を委託した。このことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反するとして、平成16年10月27日に水戸地方裁判所から、懲役2年及び罰金100万円の刑に処せられ、裁判の確定した日から4年間その懲役刑の執行を猶予され、その裁判が同年11月11日に確定した。

当該事実は、法第8条第10号に該当する。

茨城県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年 1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦境線
- 3 道路の区域

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長         | 摘 要  |
|----------------------------------------------|------|----------------------------|-------------|------|
| つくば市西平塚字行人塚382番2地先から<br>つくば市西平塚字行人塚377番3地先まで | 旧    | メートル<br>最大 10.0<br>最小 10.0 | メートル<br>100 |      |
|                                              | 新    | 最大 12.5<br>最小 10.0         | 100         | 現道拡幅 |

茨城県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宿新田総和線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長         | 摘 要  |
|-------------------------------------------------------------|------|---------------------------|-------------|------|
| 猿島郡三和町大字上片田字浅間173番1<br>地先から<br>猿島郡三和町大字上片田字宮前1420番1<br>地先まで | 旧    | メートル<br>最大 11.8<br>最小 7.8 | メートル<br>977 |      |
|                                                             | 新    | 最大 32.0<br>最小 18.0        | 977         | 現道拡幅 |

茨城県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字小絹字西藏下953番2地先から  
筑波郡谷和原村大字小絹字西藏下1168番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年1月13日

茨城県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 つくば野田線

- 2 供用開始の区間 水海道市内守谷町字奥山5764番 9 地先から  
水海道市内守谷町字奥山5771番13地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 1月13日

## 茨城県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成17年 1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道354号
- 2 供用開始の区間 水海道市豊岡町字古新田丁251番 1 地先から  
水海道市豊岡町字古新田丁2273番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 2月 4日

## 茨城県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成17年 1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道354号
- 2 供用開始の区間 岩井市大字猫実字宮沼1039番地先から  
水海道市豊岡町字古新田丁251番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 2月 4日

## 茨城県告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画下水道を変更したので、同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
下水道（鹿島臨海公共下水道）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
排水区域  
追加する部分  
神栖町 知手中央一丁目の一部  
知手中央二丁目の一部  
知手中央三丁目の一部  
知手中央四丁目の一部  
知手中央十丁目の一部

大字知手 字和手及び字砂の各一部

大字日川 字草場の一部

大字横瀬 字長峰の一部

### 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

#### 茨城県告示第54号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、取手市新取手土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 定款及び事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 取手市新取手土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 取手市大字寺田3819番地 1

事 業 施 行 期 間 自 平成 8 年 9 月 5 日

至 平成17年 3月31日

施 行 地 区 取手市駒場三丁目、駒場四丁目、大字寺田字佃、及び新取手一丁目並びに新取手四丁目の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 8 年 9 月 5 日

#### 2 公告すべき変更の内容

事 務 所 の 所 在 地 取手市大字桑原1018番地

#### 3 変更認可の年月日 平成17年 1月13日

#### 茨城県告示第55号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により指定確認検査機関を指定したので、同法第77条の21第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 所在地、名称及び代表者の氏名

水戸市宮町 2 丁目 3 番 6 号

特定非営利活動法人 安心住宅支援センター

理事長 齋 藤 義 則

#### 2 指定の区分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年 4月26日建設省令第13号）第15条第1号及び第2号の一部並びに第13号及び第14号の一部

#### 3 業務区域

茨城県全域

#### 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

水戸市宮町 2 丁目 3 番 6 号

#### 5 指定年月日

平成17年 1月 5日

## 6 確認検査の業務を開始しようとする年月日

平成17年 1月21日

## 茨城県告示第56号

鹿島郡鉾田町大字鉾田1444 - 1 に事務所を置く巴川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成17年 1月13日

茨城県鉾田土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所                 |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 鬼 沢 保 平 | 鹿島郡鉾田町大字借宿280番地     |
| "   | 鈴 木 邦 彦 | " " 新鉾田 2 丁目 5 番地 8 |
| "   | 金 沢 保 男 | " " 大字借宿2295番地      |
| "   | 花 塚 清 昭 | " " 大字塔ヶ崎97番地 1     |
| "   | 伊 東 功 雄 | " " 大字串挽465番地の 1    |
| "   | 菅 谷 健 一 | " " " 107番地         |
| "   | 根 本 公 司 | " " 大字野友753番地 2     |
| "   | 鈴 木 茂   | " " 大字半原1062番地      |
| "   | 栗 野 嘉 彦 | " " 大字借宿856番地       |
| "   | 木 村 要 三 | " " 大字当間488番地       |
| "   | 大 槻 武 徳 | " " " 204番地         |
| "   | 鈴 木 勇 一 | " " " 1414番地        |
| "   | 栗 林 信 雄 | " " 大字借宿363番地の 1    |
| "   | 田 寄 健 司 | " " 大字鳥栖1374番地      |
| "   | 川 島 寛   | " " 大字下冨田554番地      |
| "   | 海 東 章 雄 | " " 大字青柳1635番地      |
| 監 事 | 田 所 利 之 | " " 大字鉾田1554番地      |
| "   | 二重作 茂兵衛 | " " 大字借宿1383番地      |
| "   | 平 間 義 康 | " " 大字青柳1477番地      |

## 2 就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所                 |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 鬼 沢 保 平 | 鹿島郡鉾田町大字借宿280番地     |
| "   | 鈴 木 邦 彦 | " " 新鉾田 2 丁目 5 番地 8 |
| "   | 金 沢 保 男 | " " 大字借宿2295番地      |
| "   | 大 原 國 衛 | " " 大字野友655番地       |
| "   | 鈴 木 茂   | " " 大字半原1062番地      |
| "   | 栗 野 嘉 彦 | " " 大字借宿856番地       |

| 職 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 木 村 要 三 | 鹿島郡鉾田町大字当間488番地  |
| "   | 花 塚 清 昭 | " " 大字塔ヶ崎97番地 1  |
| "   | 伊 東 功 雄 | " " 大字串挽465番地の 1 |
| "   | 菅 谷 健 一 | " " " 107番地      |
| "   | 大 槻 武 徳 | " " 大字当間204番地    |
| "   | 富 田 哲 夫 | " " " 1620番地     |
| "   | 栗 林 信 雄 | " " 大字借宿363番地の 1 |
| "   | 田 崎 健 司 | " " 大字鳥栖1374番地   |
| "   | 川 島 寛   | " " 大字下富田554番地   |
| "   | 海 東 章 雄 | " " 大字青柳1635番地   |
| 監 事 | 田 所 利 之 | " " 大字鉾田1554番地   |
| "   | 二重作 茂兵衛 | " " 大字借宿1383番地   |
| "   | 平 間 義 康 | " " 大字青柳1477番地   |

~~~~~

茨城県告示第57号

平成16年11月15日付け土土改指令第 8 号で認可した板橋地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成17年 1 月13日

茨城県土浦土地改良事務所長 桜 井 博

~~~~~

公 告

平成16年度行政書士試験の合格者について

平成16年度行政書士試験の合格者の受験番号を次のとおり公示する。

平成17年 1 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

受験番号

1510036

1510037

1510122

1510132

1510227

1510230

1510232

1510379

1510426

1510448

1510455

1510507

1510512

1510538

1510543

1510603

1510668

1510670

1510675

1510695

1510802

1510882

1510899

1510905

1510912

1511012

1511017

1511045

1511054

1511166

1511249

以上 31名

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年2月8日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 活きる

3 代表者の氏名

染 野 和 成

4 主たる事務所の所在地

茨城県取手市戸頭三丁目34番9 - 304号

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅障害者（以下障害者という）の社会参加，自立，経済活動を目指すとともに，障害者と地域が協働して，生活の場，働く場，余暇活動の場など基盤づくりの活動を行うとともに，障害者が積極的に地域社会と触れあい，世代を越えて交流できる環境を整備することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第2項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第1項第1号，第2号イ，第5号，第7号及び第8号に掲げる書類は，平成17年2月24日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成16年12月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グローバリス ジャパン NPO GLOBAL-IS JAPAN

## 3 代表者の氏名

大 内 日出夫

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市天久保1丁目10番地27

## 5 定款に記載された目的

本法人は，主としてつくば地区におけるエネルギー・環境・安全・健康に係る知的資源の活用促進を図るため，研究機関・研究成果・研究者に関するデータベース構築と情報提供，地域市民及び産業並びに行政との情報交換，課題解決コンサルティング，これら各種事業に対し，組織若しくは個人との協同作業を行うことによって，国の内外を問わず，地域の活性化及び安全で健全な社会の構築に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第2項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第1項第1号，第2号イ，第5号，第7号及び第8号に掲げる書類は，平成17年2月7日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年12月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ライフ・パートナーつくば

3 代表者の氏名

栗 原 とし子

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市上ノ室845番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、日常生活において発生するさまざまな問題の解決のために、各自の専門性を生かした自立支援事業及び啓発事業を行い、誰もが生き生き暮らせる社会創りへの貢献を目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年3月4日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年 1月 4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 友の会 たすけあい

3 代表者の氏名

熊 田 虔

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市下岩崎2068 荃崎農村高齢者交流センター内

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者及び障害者、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあい精神のもとに、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年2月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 鹿嶋ライフガードチーム

3 代表者の氏名

山 口 綾 香

4 主たる事務所の所在地

茨城県鹿嶋市小宮作1063

5 定款に記載された目的

この法人は、鹿嶋市内及びその周辺地域において、海辺の監視・救助活動事業を行い、事故防止・安全指導を通じてライフセービング活動の普及を図り、地域社会への貢献を目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年2月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成16年12月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たけわ

## 3 代表者の氏名

前 野 竹 男

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県潮来市大字辻1543番地の3

## 5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆を伴う高齢者に対して、グループホームの管理、運営及び生活支援事業を行うことにより、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年1月24日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年11月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エコクリーン常総

3 代表者の氏名

宇佐見 聡

4 主たる事務所の所在地

茨城県守谷市野木崎1341番地

5 定款に記載された目的

この法人は、常総地域の市民に対し、ごみのリサイクル・脱燃焼化を進め、ごみを主に農業用堆肥とする事業を行うことにより、環境の保全と農業の振興を推進するとともに、資源循環型社会の構築を図り、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成17年2月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成16年12月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 市民支援センター ともべ

## 3 代表者の氏名

村 上 典 男

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県西茨城郡友部町大字大田町341番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、社会が変化しつつある環境から逃れられない子どもや大人達に対し、心や生活の阻害要因を発見し、問題の解決を図る活動を行う事により、大人が大人らしく子どもの範となる社会生活を送り、子どもが心身ともに健康に成長できる安心で健康な社会の実現を目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年1月17日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年11月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 山の荘

3 代表者の氏名

今 野 征 夫

4 主たる事務所の所在地

茨城県新治郡新治村大字永井918番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児者の福祉の向上を願う人々が、障害をもつ人の自立支援につながる事業に自ら取り組み、障害をもつ人が社会に参加できる場と機会を増やし、誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年2月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成16年12月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いきいき・サポート

## 3 代表者の氏名

袴 田 園 明

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県筑波郡伊奈町大字高岡585番地10

## 5 定款に記載された目的

この法人は、伊奈町（但し、市町村合併後は新自治体とみなす。以下同じ）に居住する高齢者及び障害者又は社会的支援を要する児童に対して、社会活動への参加の促進、移送サービス、介護活動を含む在宅生活の支援及びこれらの事業を担うマン・パワーの育成を図ること等を通じて、高齢社会に適合したまちづくりを行うことを目的とする。

~~~~~  
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成17年2月1日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年12月 1 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・COMMONZ

(設立認証：平成11年 3月25日，設立：平成11年 4月 2日)

3 代表者の氏名

帯 刀 治

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市五軒町二丁目 2 番23号生野ビル102号室

5 定款に記載された目的

この法人は、民間非営利活動に取り組んでいる、若しくは関心をもつ茨城県内の団体及び個人に対して、その活動に関する情報提供、協働のための連絡及び援助の活動等を行うことによって、地域における民間非営利団体の活動基盤の充実を図り、もって豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成17年 2月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おおぞら

(設立認証：平成11年 2月25日，設立：平成11年 3月 1日)

3 代表者の氏名

名児耶 清 吉

4 主たる事務所の所在地

茨城県牛久市田宮三丁目 8 番地 6

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者の社会的自立活動の増進を図るため、知的障害者及び当該主旨に賛同する協力者で事業を行い、より多くの知的障害者が社会参加できる場所を増やす事を目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成17年 2月17日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年12月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 つくば総合研究所

(設立認証：平成13年 8月29日，設立：平成13年 9月10日)

3 代表者の氏名

菅 原 俊

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市高野台 2丁目15番の23

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して薬物乱用の防止に関する事業及び健康に関する情報提供を行うとともに、保健、医療、福祉の増進に関する調査研究ならびに企画立案を行い、地域社会における健康増進を図り公益の増進に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成17年 2月21日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1丁目 5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款変更認証申請のあった年月日

平成16年12月21日

2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はつらつ会

(設立認証：平成11年10月7日，設立：平成11年11月9日)

3 代表者の氏名

安 齋 ヒデ子

4 主たる事務所の所在地

茨城県猿島郡三和町尾崎3920番地

5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児をもつ親、老人および身体不自由者に対して、子育て支援、介護および介助に関する事業を行ない、福祉の増進に寄与することを目的とする。

○県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営河間西部地区土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営河間西部地区土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年 1月14日から平成17年 2月10日まで

3 縦覧の場所

下館土地改良事務所

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 土浦市

2 作業の種類 エリアセンサーによる 1 / 10000空中写真撮影

3 作業期間 平成16年12月27日から平成17年 3月15日まで

4 作業地域 土浦市全域

○都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、内原町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域（内原駅北地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

○都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に伴い、内原町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域（内原駅北地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

○都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の変更に伴い、内原町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画（内原駅北地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

○都市計画の図書の縦覧

千代川都市計画下水道の変更に伴い、千代川村から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画下水道の変更

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

行方郡玉造町大字若海字分付793番 5

2 事業主の住所及び氏名

水戸市酒門町275番 3

医療法人 青藍会 理事長 大 場 正 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市南三丁目18番 2 及び同番 3 の各一部

2 事業主の住所及び氏名

牛久市牛久町130番地

宮 崎 勇

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市松並字相野谷道上1636番 7

2 事業主の住所及び氏名

守谷市本町596 - 4 コーポ浅井302号

高 野 正 勝

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市立沢字東萩久保2113番 2, 同番4

## 2 事業主の住所及び氏名

守谷市松前台五丁目 5 番 1 ウインズC棟103

中 山 耕 一

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡霞ヶ浦町深谷字けノ区2813番 9, 2813番10, 2810番 1, 2810番 4, 2810番 5

2 事業主の住所及び氏名

東京都葛飾区高砂 8 - 8 - 10

木 村 孝 弘

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田町大字下稲吉字権現久保2900番 3

## 2 事業主の住所及び氏名

新治郡千代田町大字下稲吉1618 - 1 - 203

木 村 英 夫

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字豊体字豊体123番 3

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町大字谷井田1349番地の22

久保田 聡

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字南太田字神倉道付316番 3, 317番 4, 同番 5

## 2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町大字南太田317 - 5

中 山 隆 晴

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡利根町大字立木字下谷213番 2, 同番 3

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡利根町大字立木1990

飯 塚 良 介

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字西榎生字浅間1212番 1, 1125番 1, 1125番 2

2 事業主の住所及び氏名

下館市岡芹2222

北つくば農業協同組合

代表理事理事長 平 間 敬 章

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字長谷字島原口998番 3

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区京橋 1 - 5 - 12

東都興業株式会社

代表取締役 弘 田 善 成

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字下大野字高谷2965番13, 同番14, 同番16

2 事業主の住所及び氏名

栃木県宇都宮市大通り 4 - 3 - 18

グランディハウス株式会社

代表取締役 菊 地 俊 雄

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年 1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
南総建指令 第 895 号	平成16年12月27日	糸賀 忠夫	新治郡千代田町大字 下稲吉2625番	新治郡千代田町大字下 稲吉字逆西2625番133	メートル 6.00	メートル 4.24

規 程

(企 業 局)

茨城県企業管理規程第 1 号

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 1月13日

茨城県公営企業管理者

企業局長 福 田 克 彦

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程

茨城県企業局組織規程（昭和42年茨城県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表茨城県企業局県西水道事務所の項中「真壁郡関城町大字辻」を「筑西市辻」に、同表茨城県企業局県中央水道事務所の項中「那珂郡那珂町大字豊喰」を「那珂市豊喰」に改める。

付 則

この規程中第5条の表の改正規定のうち、茨城県企業局県中央水道事務所の項中「那珂郡那珂町大字豊喰」を「那珂市豊喰」に改める規定は平成17年1月21日から、茨城県企業局県西水道事務所の項中「真壁郡関城町大字辻」を「筑西市辻」に改める規定は平成17年3月28日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)